

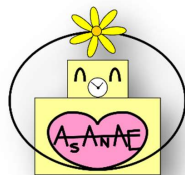
《 夏休みの生活心得 》

光市立浅江中学校

夏休みは学校外で過ごす時間が多いため、「気付き・考え・行動できる力」が試されます。
学校生活での「あへじそお」を、家庭での生活に置き換えて「あいさつ→マナー、ヘルス→生活習慣、じゅぎょう→家庭学習、そろえる→生活態度、おもいやり→SNS との向き合い方」を意識した行動を心がけましょう。

1 生活時間について

- (1) 18:00に教育サイレンが鳴るので、帰路につきましょう。
- (2) 18:00以降の外出は、保護者の責任のもとで行いましょう。
- (3) 単独または生徒同士での夜間外出(22:00以降)をしてはいけません。
- (4) 生徒同士の外泊はせず、外泊する際は必ず保護者同伴とします。



【光市青少年健全育成条例第14条】

保護者は、深夜にその監護に係る青少年が外出する場合においては、特別の事情がある場合のほか、自ら同行し、又は成年者に委嘱して同行させなければならない。

2 生活態度について

- (1) 家族と過ごす時間を大切に、地域の活動へ積極的に参加しましょう。
- (2) 学習面や生活面に目標をもち、計画的に過ごしましょう。

3 遊びについて

- (1) 法律や規則に違反する行為は、絶対にしてはいけません。
【禁止事項】飲酒、喫煙、薬物、火遊び、エアガン等の使用、危険区域への立ち入り等
- (2) カラオケ店、インターネットカフェ等の遊技場は、保護者同伴を原則とする。

その他遊技場(ゲームセンター、ボウリング場、バッティングセンター等)は、生徒のみの利用を認めますが、金銭や学校間のトラブルには注意すること。

【光市青少年健全育成条例第10条の2】

次に掲げる営業を営む者は、深夜において、青少年(保護者が同伴するものを除く。)を当該営業の用に供する個室に客として立ち入らせてはならない。

- 1、カラオケボックス営業
- 2、個室を設け、当該個室において、客に、インターネットを利用することができる機能を有する設備を使用させ、又は図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせる営業

- (3) 花火は生徒だけで行わず、保護者同伴で行いましょう。また、ゴミの後始末など周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

*虹ヶ浜や室積海岸は国立公園に指定されており、花火は禁止されています。

*7月26日(土)には、虹ヶ浜で光花火大会が実施され、多くの人出や混乱が予想されます。
事件・事故に巻き込まれる可能性があるため、花火大会へは保護者同伴で行き、安全には十分に注意しましょう。

4 公共施設の利用について

- (1) 利用上のルールやマナーを守り、礼儀正しくふるまいましょう。
- (2) 小学校を利用する場合は、職員室で許可を得てから使用しましょう。また、スポ少など他団体の利用中は使用しません。手続きを経て料金を支払い利用されている場合があります。
- (3) 中学校の施設は、教育施設のため、個人や許可のない一般利用はできません。
- (4) 夏休み中や休日に学校に来る際は、制服・体操服を原則とします。部活動の際は、部活動で許可された服装で構いません。

5 水泳について

- (1) 川での遊泳や川遊びは危険であり、禁止されています。
- (2) 有料プールは、保護者同伴の場合のみ利用可能です。
- (3) 市内の海水浴場(虹ヶ浜、室積海水浴場)については以下の通りです。
開設期間：令和7年7月19日(土)～8月17日(日)



6 健康・安全について

- (1) 健康診断で治療が必要と判断された生徒は、この期間を利用して治療しておきましょう。
- (2) 不審者や有害鳥獣に遭遇した場合は、近くの大人や民家に助けを求め110番通報しましょう。
- (3) 自転車に乗る場合はヘルメットを着用し、一時停止と安全確認、施錠などを心がけましょう。
- (4) 2026年4月から16歳以上を対象として、違法行為に対して自転車反則金が課されます。

【自転車に関する違法行為】

二人乗り、並進、手放し運転、携帯・スマホ・イヤホン等を使用しながらの運転、傘さし運転等

7 SNSの利用について

- (1) 機械の先には生身の人がいることを常に意識して、人を傷つけ、相手を誹謗(ひぼう)・中傷(ちゅうしょう)する書き込みを絶対にしてはいけません。
- (2) ネットで知り合った人と実際に会うことは、非常に危険な行為ですので、誘われても必ず断りましょう。



8 警察や補導員からの情報

- (1) 自転車の盗難が増加しています。自転車には必ずカギをかけましょう。
- (2) 闇バイトは犯罪行為です。「高額即金・楽に稼げる」等の言葉にだまされないようにしましょう。

9 緊急連絡先

- (1) 犯罪は程度に関わらず、110番通報しましょう。通報が遅れるとそれだけ対応が遅れます。
そして、その後に学校にも連絡しましょう。
- (2) 心の悩みなどでいざという時は、どんな人のどんな悩みにも、寄り添い一緒に考えてくれる光市の健康増進課「よりそいホットライン」(24時間対応)などを利用しましょう。

【光警察署】(0833) 72-0110

【光市教育委員会】(0833) 74-3602

【浅江中学校】(0833) 72-0027

【よりそいホットライン】(0120) 279-338

※以上の内容は、原則として市内中学校共通であり、光市郊外補導連盟での決定に基づいています。